

評議員報酬等並びに費用に関する規程

評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来(以下「法人」という。)の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、評議員とは定款第5条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。

(報酬等)

第3条 評議員に対し、評議員会等に出席毎、第2項および第3項で定める報酬額を支給する。

2 報酬額は源泉所得税控除後の以下各号の支給額とする。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 法人本部から片道直線距離で 15km以内 | 15,000 円 |
| (2) 法人本部から片道直線距離で 15km以上 70km以内 | 20,000 円 |
| (3) 法人本部から片道直線距離で 70km以上 | 30,000 円 |

3 評議員会を決議の省略、報告の省略で実施した場合の報酬額は源泉所得税控除後の支給額 5,000 円とする。

4 報酬総額は、定款第 8 条において定められた、一人あたり各年度の総額が15万円を超えない範囲とする。

(慶弔見舞金)

第4条 評議員の慶弔見舞金規程は、職員の慶弔見舞金規程と同様とする。

(改廃)

第5条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人未来の評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 18 日から以下改定施行する。

1) 第 3 条第 3 項を追加

この規程は令和 7 年 6 月 25 日から以下改定施行する。

1) 第 4 条第 4 項を変更

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来(以下「法人」という。)の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第17条第1項で定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員等のうち、法人の職員を兼務しているものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外のものをいう。

(報酬等)

第3条 非常勤役員に対し、理事会等に出席毎、第3項および第4項で定める報酬額を支給する。

2 常勤役員には支給をしない。

3 報酬額は源泉所得税控除後の以下各号の支給額とする。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 法人本部から片道直線距離で 15km以内 | 15,000 円 |
| (2) 法人本部から片道直線距離で 15km以上 70km以内 | 20,000 円 |
| (3) 法人本部から片道直線距離で 70km以上 | 30,000 円 |

4 理事会を決議の省略、報告の省略で実施した場合の報酬額は源泉所得税控除後の支給額 5,000 円とする。

5 理事の報酬総額は、一人あたり各年度の総額が15万円を超えない範囲とする。

6 監事の報酬総額は、一人あたり各年度の総額が15万円を超えない範囲とする。

(慶弔見舞金)

第4条 役員等の慶弔見舞金規程は、職員の慶弔見舞金規程と同様とする。

(改廃)

第5条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人未来の評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 7 月 1 日から以下改定施行する。

- 1) 第 3 条 第 4 項、第 5 項 を改定

この規程は令和 3 年 6 月 18 日から以下改定施行する。

- 1) 第 3 条第 4 項を追加

この規程は令和 7 年 6 月 25 日から以下改定施行する。

- 1) 第 2 条第 1 項を変更